

法定

宇都宮地域合併協議会

だより

- 発行 宇都宮地域合併協議会
- 編集 宇都宮地域合併協議会事務局

〒320-8540 宇都宮市旭1-1-5
Tel.028-632-2105 Fax.028-632-5425
E-mail info@u-gappei.jp

No. 02

平成16年3月31日発行

ユメモはギリシヤ語で「調和」という意味です。



夕顔サマーフェスティバル

まちの横顔

～今回は上三川町を紹介します～



宇都宮上三川インターチェンジ

住民説明会を開催します。

現在、合併特例法の期限である平成17年3月末までの合併を目指し、1市3町で協議を行っています。合併にあたっては、住民の皆さんへ十分な情報提供を行い、意見を反映させることが最も重要です。

これまで住民の皆さんには、広報紙の発行やホームページの開設などにより、協議会の情報をお知らせしてきました。また、任意合併協議会ではシンポジウムを開催し、市町村合併の必要性などについて考えてきました。

法定合併協議会を設置し、合併に向けた協議が本格化しているなか、合併後のまちづくりの計画である「市町建設計画」についても、議論が深まってきたところです。

そこで、市町建設計画を中心に、現在の合併協議について、住民の皆さんの意見をお聴きするため、各市町がそれぞれ主催する住民説明会を4月中旬以降に開催することとなりました。

開催日や会場、具体的な内容等については、各市町の広報紙などで随時お知らせしていきます。

合併協定項目の審議状況をお知らせします。

慣行の取扱いについて

承認

●宇都宮市の制度に統一する。なお、各町の慣行については、各地域において引き続き継承していく。

参考(1市3町の現況)

	宇都宮市	上三川町	上河内町	河内町
市町章				
市町の木	イチョウ	イチョウ	ユズ	ツゲ
市町の花	サツキ	ユウガオ	ヤマツツジ	サギソウ
市町の鳥	——	シラサギ	ヒバリ	——
市町民の日	4月1日	——	7月1日	——

消防団の取扱いについて

承認

- 消防団については、宇都宮市消防団に統合し、各町消防団は分団とする。
- 消防団員については、宇都宮市消防団に引き継ぐものとする。
- 消防団員の報酬・費用弁償については、宇都宮市の制度に統一する。

参考(1市3町の現況)

(H15.4.1現在)

		宇都宮市	上三川町	上河内町	河内町
組織体制		1団23分団	1団4分団	1団6分団	1団7分団
定員		1,660名	250名	225名	290名
報酬 年額	(分団長)	79千円	140千円	100千円	131千円
	(部長)	51千円	105千円	70千円	77千円
	(団員)	37千円	60千円	35千円	49千円
費用弁償		(回) 2,700円 (踏火消しは 500円増)	(回) 3,000円 (3時間未満は 1,500円)	(回) 2,000円	(日) 1,500円



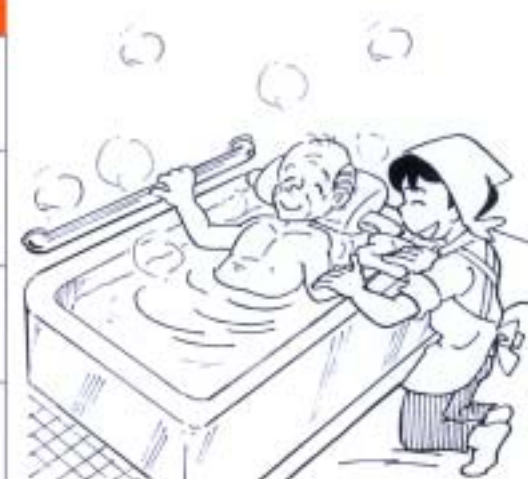
介護保険事業の取扱いについて

承認

- 第1号被保険者の保険料については、合併年度及び平成17年度は不均一賦課とし、平成18年度からは第3期介護保険事業計画により算定した保険料で統一する。
- 市町村特別給付(紙おむつの支給)については、平成17年度から宇都宮市の制度に統一する。
- その他の諸事務(低所得者に対する保険料の減免措置など)については、基本的に宇都宮市の制度に統一する。

参考(1市3町の現況)

	宇都宮市	上三川町	上河内町	河内町
平成15年度保険料 ※(基準額)	34,800円	33,800円	33,400円	35,000円
納期 (普通徴収)	8期 (7月以降翌年2月までの毎月)	6期 (7.8.9.11.12月)	6期 (7.8.9.10.12.2月)	6期 (7.8.9.11.12.2月)
特別給付 (市町村独自のサービス)	紙おむつ 購入費の支給	支給なし (社会福祉協議会による紙おむつの支給あり)		
※高齢化率 (H15.11.30現在)	16.0%	14.4%	21.1%	14.1%



一般職の職員の身分の取扱いについて

承認

- 一般職の職員(教育長を除く)は、すべて宇都宮市の職員として引き継ぐものとし、職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、適正化に努めるものとする。
- 職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、宇都宮市の職員と不均衡が生じないように公正に取扱うものとし、その細部については、1市3町の長が別に協議して定める。

参考(1市3町の現況)

(H15.4.1現在)

	宇都宮市	上三川町	上河内町	河内町
職員数	3,743人	248人	114人	234人
平均年齢	43歳9月	43歳2月	43歳	41歳10月
平均給料月額	378,000円	370,200円	345,700円	337,700円

条例、規則等の取扱いについて

承認

- 宇都宮市の条例、規則等を適用する。ただし、事務事業の取扱い等についての調整結果を踏まえ、条例、規則等の新規制定、一部改正等が必要なものについては、所要の措置を行うものとする。

表紙

●宇都宮上三川インターチェンジ/「夢街道・海と山が握手する」がキャッチコピーの北関東自動車道と新4号国道が接続している周辺地域は、「インターパーク宇都宮南」と呼ばれ、現在まちづくりが急ピッチで進行中です。●夕顔サマーフェスティバル/老若男女を問わず、多くの踊り手が参加する流し踊りや3,000発の花火大会をメインに、毎年7月末、中心市街地において開催されるイベントで、まちづくりを目的に道路拡幅を契機として始められました。

一口メモ

※1.慣行/市町村で定めている市町村章、花、木、歌、意匠などで、その地域の歴史、文化等に根拠したシンボル的なもの ※2.費用弁償/職務を行うために要した経費を支払うこと ※3.基準額/65歳以上の人の介護保険料を所得段階に応じて算定するうえで基準となる額 ※4.高齢化率/総人口に対する65歳以上人口の割合 ※5.定員適正化計画/各地方公共団体がその定員の適正化を推進するため、計画期間を定め、目指すべき職員数及びそれを実現するための具体的方策を盛り込んで策定する計画

合併による魅力ある地域づくり

…地域自治制度の構築に向けて…

当協議会では、合併後の地域住民の声をより身近に行政に反映させていくために、地域自治制度の構築に向けた取り組みを行っています。

これまでの協議では、地域自治制度の骨格として、宇都宮市に編入される3町（上三川町、上河内町、河内町）に、住民代表組織と地域行政機関を設けることなどが承認されました。（詳細については、任意合併協議会だより第2・4号を参照してください。）

第2回の法定合併協議会では、そのうち住民代表組織についての協議が行われました。

地域づくりのための組織を条例に位置付け、恒久性のあるものとします

地域の個性や特性を活かし、地域が主体となった地域づくりを将来にわたって行うため、住民代表組織を市の条例に位置付け、恒久性を担保します。

名称は、「地域自治協議会（仮称、以下同じ）」とします

住民代表組織は、宇都宮市に編入される3町の区域に、「地域自治協議会」として設置します。主な所掌事項は、左表の4項目です。

委員の任期は3年（2期6年を限度）とし、20人以内で組織します

「地域自治協議会」は、地域の代表性を高めるため、各種団体（自治会・経済団体等）や地元企業、NPO等からの推薦、学識経験者、公募など、多様な方法により選任された委員によって構成されます。委員の選任にあたっては、若者や女性の積極的な登用を検討していきます。

委員の定数については、委員の発言機会の確保や効果的な運営、現在の3町の議員定数（上三川町20人、上河内町16人、河内町20人）を考慮し、20人以内とします。

～住民代表組織が所掌する事項～

- ①地域の施策等の立案への参画
⇒地域住民の意見の集約などを踏まえ、地域の新規施策・事務事業等の立案に参画する。
- ②全市的計画の策定への参画
⇒総合計画や各種部門計画などの全市的計画の策定に際し、地域別の計画など、当該地域に関連する部分について原案の策定に参画する。
- ③当該地域に係る市町建設計画、総合計画の執行状況等について、市長の諮問に応じて審議・答申すること
- ④その他重要な事項
⇒その他、当該地域に関して、重要と認められる事項について市長に意見を述べる。

お知らせ

第3回合併協議会が開催されます。

●日時／平成16年4月16日（金）

午後2時から

●傍聴受付／午後1時30分から

1時55分まで

●会場／宇都宮市役所14大会議室（14階）

協議会は、どなたでも傍聴することができますので、希望する方は、直接会場までお越しください。傍聴受付は、定員（20名）になり次第締め切らせていただきます。ただし、受付開始時点で定員を超える傍聴希望者がいる場合は、抽選により決定します。なお、駐車場には限りがございますので、なるべく公共交通機関をご利用ください。

宇都宮地域合併協議会では、協議会のさまざまな情報をお知らせするため、ホームページを開設しています。最新情報や合併協議会の紹介、協議会の会議録などがご覧いただけます。

- ◆アドレス <http://www.u-gappei.jp/>
- ◆Eメール info@u-gappei.jp

●各市町ホームページ●

- 宇都宮市 <http://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/>
- 上三川町 <http://www.town.kaminokawa.tochigi.jp/>
- 上河内町 <http://www.town.kamikawachi.tochigi.jp/>
- 河内町 <http://www.town.kawachi.tochigi.jp/>